

建築工事出来高査定要領

(趣旨)

1 この要領は、千葉市請負工事検査要綱第4条並びに千葉市建設工事等の前金払及び部分払に関する取扱い要綱第24条の定めに基づく出来形検査において、出来高を査定する場合の基本的事項を定める。(適用)

2 この要領は、千葉市が発注する建築工事(建築、電気、機械及びこれらに関連するその他の工事)の出来形検査に適用する。

(出来高査定基準)

3 工事の出来高を査定する基準は、それぞれ次の各号に定めるとおりとする。

(1) 出来高に算入する出来形部分は、施工場所に取り付けが完了しているものとする。

(2) 工事現場に搬入した工事材料で取り付けが未完のもの又は製造工場で製作され、同所で保管されている製品で、契約書類に出来高算入の定めがある場合は、その約定によるものとし、その取り扱いは次による。

ア 出来高に算入できる製品は、一般汎用品(既製品として市販されている製品あるいは製造会社の生産体制により見込生産されている製品等)以外のもので、他への転用ができない特殊製品であることとする。

イ 出来高に算入する特殊製品は、製品として完成し、その性能等が確認できているものとし、その出来高率は出来形基準の出来高査定率にかかわらず、80%以内とする。

(3) 出来高率は、出来形基準の査定率以内とする。

(4) 各種材料は、素材単位での出来高査定をしないものとする。

(5) 該当項目がない場合は、類似項目を準用する。

(協議)

4 この要領により難い事由が生じた場合は、その都度協議して定める。

附 則

この要領は、平成8年4月1日から適用する。

附 則

この要領は、平成27年12月1日から適用する。